

関係条文（抜粋）

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（抄）

（保安検査）

第 14 条の 3 政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、政令で定める時期ごとに、当該屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第 10 条第 4 項の技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

②及び③（略）

（製造所等の定期点検）

第 14 条の 3 の 2 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）（抄）

（保安に関する検査）

第 8 条の 4 法第 14 条の 3 第 1 項の政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所は、特定屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、若しくは取り扱う液体の危険物の最大数量が一万キロリットル以上のもの又は前条に規定する移送取扱所とする。

2 法第 14 条の 3 第 1 項の政令で定める時期は、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害その他の総務省令で定める事由により、当該時期に法第 14 条の 3 第 1 項の保安に関する検査を行うことが適当でないと認められるときは、当該特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、市町村長等が別に定める時期とすることができる。

一 特定屋外タンク貯蔵所（次号及び第 3 号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。） 完成検査（法第 11 条第 1 項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受けた日又は直近において行われた法第 14 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による保安に関する検査（以下この号において「前回の保安検査」という。）を受けた日の翌日から起算して八年（次のイ又はロに掲げる特定屋外タンク貯蔵所にあつてはそれぞれイ又はロに定める期間とし、次のイ及びロに掲げる特定屋外タンク貯蔵所のいずれにも該当する屋外タンク貯蔵所にあつては当該イ又はロに定める期間のうちいずれか長い期間とする。）を経過する日前一年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間

イ 総務省令で定める保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所 当該措置に応じ総務省令で定めるところにより市町村長等が定める十年又は十三年のいずれかの期間

ロ 総務省令で定める特殊の方法を用いて総務省令で定めるところにより測定された前回の保安検査の直近において行われた完成検査又は法第 14 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による保安に関する検査から前回の保安検査までの間の液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量が総務省令で定める基準を満たす特定屋外タンク貯蔵所のうち、総務省令で定める保安のための措置を講じているもの 総務省令で定めるところにより当

該測定された液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量及び前回の保安検査における液体危険物タンクの底部の板の厚さに基づき市町村長等が定める八年以上十五年以内の期間

二～四（略）

2～7（略）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）（抄）

（保安のための措置）

第62条の2の2 令第8条の4第2項第1号イの総務省令で定める保安のための措置は、特定屋外貯蔵タンクの腐食等に対する安全性を確保するうえで有効な措置とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況が次のイからトまでの全ての要件に適合するもの

イ 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するための告示で定めるコーティング又はこれと同等以上の措置を講じていること。

ロ 特定屋外貯蔵タンクの底部の外面の腐食を防止する措置を講じていること。

ハ 特定屋外貯蔵タンクの底部の板厚が適正であること。

ニ 特定屋外貯蔵タンクに構造上の影響を与えるおそれのある補修又は変形がないこと。

ホ 著しい不等沈下がないこと。

ヘ 地盤が十分な支持力を有するとともに沈下に対し十分な安全性を有していること。

ト 特定屋外貯蔵タンクの維持管理体制が適切であること。

二 危険物の貯蔵管理等の状況が次のイからヌまでの全ての要件に適合するもの

イ 腐食の発生に影響する水等の成分を適切に管理していること。

ロ 特定屋外貯蔵タンクに対し著しい腐食性を有する危険物を貯蔵しないこと。

ハ 腐食の発生に著しい影響を及ぼす貯蔵条件の変更を行わないこと。

ニ 特定屋外貯蔵タンクの底部の腐食率（底部の板が腐食により減少した値を板の経過年数で除した値をいう。以下同じ。）が一年当たり〇・〇五ミリメートル以下であること。

ホ 特定屋外貯蔵タンクの底部の外面の腐食を防止する措置を講じていること。

ヘ 特定屋外貯蔵タンクの底部の板厚が適正であること。

ト 特定屋外貯蔵タンクに構造上の影響を与えるおそれのある補修又は変形がないこと。

チ 著しい不等沈下がないこと。

リ 地盤が十分な支持力を有するとともに沈下に対し十分な安全性を有していること。

ヌ 特定屋外貯蔵タンクの維持管理体制が適切であること。

三 特定屋外貯蔵タンクの腐食量（底部の板が腐食により減少した値をいう。）に係る管理等の状況が次のイからルまでの全ての要件に適合するもの

イ 特定屋外貯蔵タンク底部の板厚予測値が適正と認められること。

ロ 腐食の発生に著しい影響を及ぼす貯蔵条件の変更を行わないこと。

ハ 特定屋外貯蔵タンクの底部の腐食率が一年当たり〇・〇五ミリメートル以下であること。

ニ 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するための告示で定めるコーティング又はこれと同等以上の措置を講じていること。

ホ 危険物が加温貯蔵されていないこと。

ヘ 特定屋外貯蔵タンクの基礎内部に浸透した水を排除するための措置が講じられていること。

ト 特定屋外貯蔵タンクの底部の外面の腐食を防止する措置を講じていること。

チ 特定屋外貯蔵タンクに構造上の影響を与えるおそれのある補修又は変形がないこと。

リ 著しい不等沈下がないこと。

ヌ 地盤が十分な支持力を有するとともに沈下に対し十分な安全性を有していること。

ル 特定屋外貯蔵タンクの維持管理体制が適切であること。

2 令第八条の四第二項第一号ロの総務省令で定める保安のための措置は、特定屋外貯蔵タンクが次の各号に掲げる要件を全て満たすための措置とする。

一 特定屋外貯蔵タンクの底部の外面の腐食の発生に影響を及ぼす基礎の変更及び底部の板の取替え等を行っていないこと。

二 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するための告示で定めるコーティング又はこれと同等以上の措置を講じていること。コーティングを講じていない特定屋外貯蔵タンクにあつては、屋根（浮き屋根を除く。）を有するものであつて腐食の発生に影響する水等の成分を適切に管理しており、かつ、告示で定める期間を通じて、当該タンクの内部へのコーティングの施工、貯蔵する危険物の変更等当該タンクの内部の腐食の発生に影響を及ぼす貯蔵条件の変更を行っていないこと。

三 危険物が加温貯蔵されていないこと。

四 特定屋外貯蔵タンクに構造上の影響を与えるおそれのある補修又は変形がないこと。

五 著しい不等沈下がないこと。

六 地盤が十分な支持力を有するとともに沈下に対し十分な安全性を有していること。

七 特定屋外貯蔵タンクの維持管理体制が適切であること。

(内部点検)

第 62 条の 5 引火点を有する液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所及び海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）で容量が千キロリットル以上一万キロリットル未満のものに係る定期点検は、前条の規定によるほか、令第 8 条第 3 項の完成検査済証（法第 11 条第 1 項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日若しくは直近において当該屋外貯蔵タンクの内部を点検（以下「内部点検」という。）した日又は法第 14 条の 3 第 2 項の保安に関する検査を受けた日から十三年（当該屋外貯蔵タンクに第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する保安のための措置が講じられており、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出た場合には十五年）を超えない日までの間に一回以上当該屋外貯蔵タンクの内部点検を行わなければならない。ただし、当該期間内に内部点検を行うことが困難な場合において、その旨を市町村長等に届け出たときは、二年に限り、当該期間を延長することができる。

2～4（略）

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）（抄）

(特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティング)

第 69 条の 2 規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号イ及び第 3 号ニ並びに同条第 2 項第 2 号の告示で定めるコーティング（次項から第六項までにおいて単に「コーティング」という。）は、ビニルエステル樹脂を用いたガラスフレークコーティングであつて、一定の品質を有するものとする。

- 2 コーティングは、特定屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物に対して耐久性を有するものとする。
- 3 危険物を加温貯蔵する特定屋外貯蔵タンクにあつては、ノボラック系ビニルエステル樹脂を用いたコーティングを講じることとする。
- 4 コーティングの厚さは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める厚さ以上とするものとする。
 - 一 危険物を加温貯蔵する場合 五百マイクロメートル
 - 二 危険物を加温貯蔵しない場合 四百マイクロメートル
- 5 コーティングは、特定屋外貯蔵タンクの底板及びアニュラ板の内面並びに側板の内面のうち腐食するおそれが高い箇所に講じることとする。
- 6 コーティングは、適切に施工及び維持管理されなければならない。